

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	42	18.6	主事	34	60	26.6	係員級
				技師	1			
				保健師	4			
				保育士	3			
				計	42			
2級	主任の職務	18	8.0	主任	18	39	17.2	主査級
				計	18			
3級	主査の職務	39	17.2	主査	39	55	24.3	課長補佐・係長級
				計	39			
4級	課長補佐・事務局長補佐・副主幹・係長・所長・園長・館長の職務	55	24.3	課長補佐	44	25	11.1	主幹級
				事務局長補佐	2			
				副主幹	6			
				係長	3			
				計	55			
6級	課長・事務局長・困難な業務を分掌する主幹の職務	38	16.8	課長	14	38	16.8	課長級
				事務局長	1			
				主幹	23			
				計	38			
7級	部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務	9	4.0	部長	4	9	4.0	部長級
				教育次長	1			
				参事	3			
				議会事務局長	1			
				計	9			
合計		226	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	(1) 技能職員の職務 (2) 労務職員の職務	1	5.3	運転手	1
				用務員	0
				調理員	0
				技手	0
				計	1
2級	(1) 技能職員の職務 (2) 労務職員の職務	1	5.3	運転手	0
				用務員	0
				調理員	0
				技手	1
				計	1
3級	(1) 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 (2) 相当の経験を必要とする労務職員の職務	5	26.3	運転手	1
				用務員	2
				調理員	2
				技手	0
				計	5
4級	(1) 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 (2) 相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う労務職員の職務	12	63.1	運転手	1
				用務員	3
				調理員	6
				技手	2
				計	12
合計		19	100.0		